

公益財団法人埼玉県下水道公社【一般事業主行動計画】

令和2年3月30日理事長決裁

公益財団法人埼玉県下水道公社は、職員が健康で豊かな人生を送るため、仕事と家庭及び子育ての両立への取組を促進できるような労働環境を積極的に整備する。全職員がその能力を十分に発揮し、生き甲斐、働き甲斐のある仕事に取り組めるように、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を次のとおり策定する。

1 計画期間

令和2年4月1日～令和7年3月31日までの5年間

2 内容

目標1

次世代育成支援に関する諸制度の更なる周知を行い、仕事と子育て、家庭生活の両立を支援

目標2

介護休暇制度及び家族介護による退職者の再雇用制度の周知

<対策>

毎年、産前産後休暇、育児休業、出産補助休暇、子育て休暇及び介護休暇等に関する制度について、職場内研修を実施し、制度の周知と取得促進を図る。

目標3

超過勤務による所定外労働時間を削減し、育児参加時間確保等を支援

目標4

連続休暇の取得を推進し、年次有給休暇の取得率を向上

<対策>

- (1) 毎年、ノー残業デーを導入し、時間外労働の削減の更なる周知を図る。
- (2) 毎年、所定外労働時間及び年次有給休暇の取得状況を把握し、管理者会議で報告するとともに全職員に周知する

目標5

若年層（大学生等）に対するインターンシップ等、就業体験機会の継続的な実施

<対策>

毎年、関係機関や大学と連携し、大学生の夏季休暇期間等を利用して、インターンシップ制度を活用した就業体験機会の提供を継続的に実施する。